

## 保育の質の向上に係る相互協力に関する協定書

(目的)

第1条 芦屋市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、協同して保育の質の向上に取り組むため、協定を締結する。

(事業内容)

第2条 甲及び乙は、上記の目的を達成するために両者の合意の範囲で以下の事業を協力して実施する。

- (1) 公開保育事業 市立及び私立就学前教育・保育施設（以下「教育・保育施設」という。）が実施している教育及び保育並びに行事等を相互に公開する事業
- (2) 研修会等実施事業 甲及び教育・保育施設が主催する研修会等に相互参加する事業
- (3) 訪問事業 甲に属する職員が私立就学前教育・保育施設を訪問し、教育及び保育に係る協議及び意見交換等を行う事業
- (4) 保育の質の評価事業 甲が教育・保育施設における保育の質を評価し、これを公表する事業
- (5) 保育士等就職フェア実施事業 保育士等就職フェアの実施事業
- (6) その他事業 保育の質の向上に係る取り組みの実施及び共同

2 甲及び乙が運営する教育・保育施設の施設長は、前項第1号、第2号、第5号及び第6号に規定する各事業に職員が参加できるよう、配慮するものとする。

(協議)

第3条 この協定に定めのない事項又は協定について疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙で協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第4条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和 年 月 日までとする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれかから協定解除又は変更の申し出がない場合は、この協定は期間満了の日の翌日から1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲と乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 芦屋市精道町7番6号  
芦屋市  
芦屋市長 伊藤 舞  
乙